

～制度調査部情報～

2007年3月15日 全2頁

三角合併にかかわる 法務省令改正案の公表

制度調査部
堀内勇世

ただいま意見募集中！

【要約】

- 3月13日に「会社法施行規則」の改正案が公表され、意見募集が行われている。
- これは、5月1日から解禁される、三角合併等に備えたものである。
- 会社法上求められる事前開示書類などの記載事項の拡充を図っている。

1. 法務省令改正案の公表

- 今年（2007年）5月1日から、会社法上、「合併等の対価の柔軟化」の制度が解禁される。
- 「合併等の対価の柔軟化」とは、例えば、合併の際に存続会社の株式以外の財産を対価とするようなことを可能にするというものである。
- これにより可能になるものとして、一番有名なものは、存続会社の親会社の株式を対価として用いる「三角合併」^(注1)である。
- 5月の「合併等の対価の柔軟化」の制度の解禁に向けて、現在準備が進められている。
- その一環として、今年（2007年）3月13日に、法務省から、法務省令の一つである「会社法施行規則」の改正案^(注2)^(注3)が公表され、意見募集が行われている^(注4)。

（注1）「三角合併」については、以下のレポート参照。

- ・「三角合併の決議要件（論点整理）」（横山淳、2007.3.12作成）
- ・「三角合併の税制措置の整備」（鳥毛拓馬、2006.12.27作成）
- ・「三角合併への税制上の対応」（吉井一洋、2006.11.30作成）

（注2）正式名称は、「会社法施行規則の一部を改正する省令案」である。

（注3）法務省の以下のホームページで公開されている（執筆時）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=300080011&OBJCD=&GROUP=>

（注4）意見募集期間は、今年の3月13日（火）～4月11日（水）とされている。

2. 改正案の概略

- 今年5月1日に「合併等の対価の柔軟化」の制度が解禁されると、消滅会社等の株主は、どのような財産が合併等の対価として交付されるのかにも注意しなければならない。その際の判断材料を提供するため、**改正案は、会社法上求められる事前開示書類などの記載事項の拡充を図っている。**
- 消滅会社等の株主に対し、**存続会社等以外の会社の株式等を対価として交付する場合**には、改正前も、対価とされたその株式等の発行会社の定款などを開示すべきとしていたが、より開示範囲を拡充している。例えば、対価とされたその株式等の発行会社が、株主に日本語以外の言語で情報の提供を行う場合には、使用されるその言語などを記載することを求めている。
- また、消滅会社等の株主に対し、**存続会社等の株式を対価として交付する場合**についても、開示範囲を拡充している。例えば、取引が行われている市場（証券取引所等）、媒介業者（証券会社等）、市場価格等に関する事項などを記載することを求めている。
- なお、わが国の証券取引所に上場していない外国会社株式を対価として交付するような場合に、消滅会社等の株主総会の決議要件を重くするか否かの議論^(注5)が存在したが、今回の改正案では、重くするとの改正は行われていない。

（注）この議論については、以下のレポート参照。

- ・「三角合併の決議要件（論点整理）」（横山淳、2007.3.12 作成）